

ID: 201

担当部署: 建設水道課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	村田町営住宅条例 第50条第1項		
例規番号	平成9年条例第33号		
<p>【基準】</p> <p>第50条第1項及び村田町営住宅条例施行規則第27条の規定による。 (使用料)</p> <p>第50条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、町長が定めるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第27条 条例第50条の規定による駐車場の使用料は、1台につき1月当たり3,000円とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日